事 業 報 告 書

子協第　　1008号
令和　8年 4月 29日

北 海 道 知 事　　様

北海道砂川市北光496番地の25
指定管理者　一般財団法人 北海道子どもの国協会
理事長　善 岡　雅 文

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第９条の規定により、次のとおり令和７年度事業報告書を提出いたします。

記

1 公の施設の名称　　北海道子どもの国 ・北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川

2 管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項
別紙1のとおり

3 管理に係る経費の収支状況に関する事項
別紙2のとおり

4 管理の目標の達成状況に関する事項
別紙3のとおり

別　紙　1

令和７年度事業報告書

管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況

一般財団法人北海道子どもの国協会

第１章

令和７年度事業報告書

管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況

一般財団法人北海道そらの里協会

業　務　報　告　書

団体名	一般財団法人　北海道子どもの国協会

	正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないことについて
根拠法令 〔北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第４条第１号〕 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	

道民の平等な利用を図るための具体的な手法や基本的な考え方について【共通】
公の施設として、一部の道民等に対し、不当に利用を優遇又は制限することがないようにするための考え方や取組等について

【共通】

北海道子どもの国（以下、全頁を通じ「子どもの国」という。）及び北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川（昭和51年「北海道立砂川少年自然の家」として開設し、平成26年現在の施設名に名称変更。以下、全頁を通じ「ネイパル砂川」という。）は、「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第４条第１号及び「地方自治法」第244条第２項、第３項を遵守するとともに「北海道立都市公園条例」（以下全頁を通じ、「都市公園条例」という。）、「北海道立青少年体験活動支援施設条例」（以下全頁を通じ、「支援施設条例」という。）の規則等も遵守し、総ての利用者について年齢、性別、団体の種類と規模、障がいの有無、利用料金の有無、国籍等を問わず、平等利用を確保しました。

１　当協会は、子どもの国及びネイパル砂川について、総ての利用者が施設を平等利用することを可能として、好評を得るよう対応しました。

２　子どもの国キャンプ場及び大型遊戯施設並びにネイパル砂川の受付・利用承認は、年齢、性別、団体の種類と規模、障がいの有無、利用料金の有無、国籍等にかかわらず受付順とし、「都市公園条例」第６条の２及び「支援施設条例」第８条による承認の基準、当協会「北海道子どもの国キャンプ場利用申込事務取扱要領」、「施設利用料金及び物品使用料収納事務取扱規程」及び「ネイパル砂川利用申込事務取扱要領」により、適正に取扱いました。

３　特定の個人・団体を優遇するような利用の斡旋、確保等の勧誘・強要等には、毅然とした対応を執りました。

４　子どもの国及びネイパル砂川の紹介は、ホームページやリーフレットを活用し、総ての人が平等で安全に利用でき、親しめる施設としてＰＲしました。

５　職員は、関係法令、協会規程等を熟知し、それらの範囲内で施設利用を提供し、様々な利用要望には特定の人の意見に偏らない公平・平等な対応に努めました。

【子どもの国】

「都市公園条例」第３条及び第４条の規定による許可等に係る相談、申請等があった場合についても、申請者の規模、所在地、法人または個人の別、その目的等の違いにより不平等な取扱いをせず、公平な取扱いを行いました。また、同条例第５条の禁止行為を発見した場合の取り扱いについても、総じて公平な対応を執りました。

【支援施設】

１　利用者に対しては、利用の希望を充分に把握し、利用団体の活動が制限されることのないよう事前の相談・調整を充分に行い、平等に利用できるように努めました。また、より良い計画及び活動となるよう必要に応じて指導、助言等を行いました。

２　宿泊室の使用希望や活動場所が重複した場合は、それぞれの団体の利用目的による効果が最大限に発揮できるよう調整を充分に行い、平等に利用できるよう配慮しました。

社会的弱者等への対応について【共通】
公の施設として、障がい者等の社会的弱者の対応について

【共通】

公の施設である子どもの国とネイパル砂川を利用される、総ての方が快適に施設を利用でき、利用効果が最大限に発揮できるよう、また、幼児・障がい者・高齢者等の施設利用上の不安を少しでも軽減できるよう、快適な利用環境を提供しました。

1　障がい者、幼児、高齢者、マタニティマークやヘルプマークの携帯者等の適切な利用環境について、次のとおり対応しました。

（1）接遇について、職員の朝の打合せ時確認や職員研修を適時実施しました。

（2）利用者に対し、社会的弱者への理解を深め、配慮や協力が得られるよう、ポスター等により、積極的な情報発信をしました。

（3）トイレ、手すり、ステップ及び車椅子用通路等の施設を適切に維持管理しました。

（4）車椅子、ベビーカーを必要な場所に配置しました。

（5）キャンプ場、または、ネイパル砂川を利用する場合は、利用しやすいサイトや部屋を優先的に割り当てました。

2　大型遊戯施設及びネイパル砂川の利用料金免除者には、「北海道子どもの国管理規則」（以下、全頁を通じ「子どもの国管理規則」という。）及び「北海道立青少年体験活動支援施設利用規則」（以下、全頁を通じ「支援施設利用規則」という。）に則り適正に対応しました。

【子どもの国】

駐車場における障がい者専用スペースを確保するとともに、そのスペースを必要とされている方がいること、その場所を利用することができる方について具体的に周知するなど配慮が必要な方々も快適に利用ができるよう努めました。

【支援施設】

1　幼児、障がい者、高齢者が利用する場合は利用しやすい部屋を優先的に割り当て、必要な場合は直接サポートし、快適に利用していただけるよう努めました。

2　施設内の車いす利用等、バリアフリーにも充分に配慮しました。

3　障がい者トイレ、浴室手すり、スロープ等の設備をより快適に利用できるよう常に点検・整備し、安全管理に努めました。

4　車いすを備え付け、障がいやケガのある方等の活動及び施設利用をサポートしました。

5　食事の提供においては、幼児用のメニュー及び料金を設定し、対応して来ました。これからもそれぞれの利用者のニーズに沿った食事を提供するよう、更にメニュー等の開発に努めました。

利用料金の設定について【共通】
利用料金の設定について考え方や方向性について。

【共通】

子どもの国及びネイパル砂川に係わる料金設定等は、「都市公園条例」別表及び「支援施設条例」別表に定める利用料金の上限額の範囲内で、施設の状況や利用の動向等を踏まえ、最大限の利用増と収入増が図れるような料金設定を行いました。また、「都市公園条例」別表及び「支援施設条例」別表に定める利用料金上限額に改正があった場合または減免基準の見直しに伴う規則等の改正が行われた場合は、適正に対応しました。

1　大型遊戯施設の利用料金については、これまでの施設管理経験から得た利用者の声と当該遊戯施設の状況及び利用の動向等を踏まえ、最大限の利用増と収入増が図れるような料金設定を行いました。また、キャンプ場やネイパル砂川との相互利用の促進が図れるような方策を講じました。

2　利用の承認、利用料金の減免、還付等については、子どもの国管理規則・支援施設利用規則に基づき適正に対応しました。また、承認の取消し、利用制限・停止等についても条例に則り適正に対応しました。

3　利用料金の収受業務は、当協会「施設利用料金及び物品使用料収納事務取扱規程」により適正に対応しました。なお、感染予防のため、キャンプ場の物品貸出等は中止としました。

4　7月17日の「北海道みんなの日」には「北海道みんなの日条例施行規則」に基づき、該当する利用料金を免除しました。

【子どもの国】

1　利用料金の設定

大型遊戯施設及びキャンプ場の利用料金は、近隣の同種観光施設等の利用料金の設定状況や各種アンケート等の結果から得られた利用者の料金に対するニーズ等々も踏まえ、次の「利用料金表」のとおり、それぞれ利用料金の額を設定しました。

特に、毎年６万人程の利用を見込む大型遊戯施設については、これまでの利用実態や利用者のニーズに応えるため、団体利用料金や回数券の設定、子どもの国キャンプ場宿泊利用者及び一体的管理施設であるネイパル砂川宿泊利用者への割引料金の適用並びに秋季からの閑散期に利用促進策として効果が表れている閑散期料金についても、継続設定しました。

大型遊戯施設利用料金表

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>開館日～９月３０日</th><th>１０月１日～閉館日</th></tr>
<tr><td>一人一回(高校生以上)</td><td>５００円</td><td rowspan="3">３００円</td></tr>
<tr><td>団体(有料者 20 名以上)</td><td>４００円</td></tr>
<tr><td>キャンプ場宿泊利用者・ネイパル砂川宿泊利用者</td><td>４００円</td></tr>
<tr><td>回数券（５枚綴り）</td><td colspan="2">２，０００円</td></tr>
<tr><td>中学生以下</td><td colspan="2">無　　料</td></tr>
<tr><td>65 歳以上の高齢者・各障がい者手帳の交付を受けている方・社会福祉施設等入所されている方など（子どもの国管理規則第５条の規定による）</td><td colspan="2">免　　除</td></tr>
</table>

※回数券の利用期間は、当該指定管理期間における最終年の大型遊戯施設最終営業日までとしました。

キャンプ場利用料金表

区　　分	開設期間
１サイト１泊につき（宿泊キャンプ）	１，０００円
１サイト１日につき（デイキャンプ）	５００円

2　利用の承認・減免等対応

大型遊戯施設の利用の承認は、自動券売機又は窓口における利用券の発券(購入)を以て行い、キャンプ場の利用の承認についても同様とする。また、それぞれの承認の取り消し、制限、停止に関しては関係規程等に基づき適正に対応しました。

利用料金の減免若しくは還付、または利用料金の収受に関する事務についても協会の規定に則り適正に対応し、出納簿による処理を徹底し、領収書及び現金等も適正に管理しました。

3　今後、より普及が見込まれる決済アプリや電子マネーなどのキャッシュレス決済に関しては、通信設備や電波の状況などインフラ面において対応が可能か否かをよく見極め、導入を目指しました。

【支援施設】

1　利用料金

利用料金については、「支援施設条例」に定める上限額の範囲内において、より良い運営管理や利用者へのサービスを行うため次のとおり設定し、施設利用者から利用料金を収受しました。

この内、日帰り利用料金については、近隣体育館の使用料金を参考とするとともに、宿泊利用に比べ時間が短く活動場所や活動内容も限られている場合が多いことや、利用料金収受時の事務手数の簡素化、効率化のため小学生以上は対象や年齢によらず、一律の料金としました。

（1）　ネイパル砂川利用料金表

区　　分	利用料金の額	
	１人１日につき	１人１泊につき
1　3歳以下の幼児	無　　料	
2　４歳以上の幼児	無　料	３４０円
2　小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	２００円	６７０円
3　高等学校の生徒、高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	２００円	９８０円
4　１から３までのいずれかに該当する者の保護者及び引率者	２００円	２，１８０円
5　１から４までのいずれにも該当しない者（４歳未満の者を除く。）	２００円	３，７８０円

※　就学奨励を受けている児童及び生徒、養護学校等の児童及び生徒、児童福祉施設に入所している方、障害者手帳の交付を受けている方等は、利用料金を免除としました。

2　利用料金のキャンセルに対する取扱い

当協会「ネイパル砂川利用申込事務取扱要領」により、利用承認後に施設を利用しなかった場合の利用料金は、全額徴しないこととしました。

3　キャッシュレス決済導入可否を関係機関と協議・検討し、実現を目指しました。